

令和8年6月19日

懲戒処分の公表について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和8年6月19日
2. 被処分者 教員（50歳代）
3. 処分の内容 減給
4. 処分理由の状況

被処分者は、複数の本校学生に対し、アカデミック・ハラスメントに該当する行為を行った。

当該行為により、学生の修学環境を害し、本校の社会的信用を著しく失墜させた。

5. 校長コメント

学生を教育する立場にある本校教員が、かかる行為を行ったことは、誠に遺憾であり、お詫び申し上げます。とりわけ、被害を受けた学生の皆さんには深くお詫び申し上げます。

本件行為は本校教員として許される行為ではなく、厳正な処分を実施いたしました。

本校としては、本件を真摯かつ厳粛に受け止め、再発防止と信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

※本件に関する詳細情報については、被害者のプライバシーに配慮する観点から、公表を差し控えさせていただきます。

独立行政法人国立高等専門学校機構
旭川工業高等専門学校長 矢久保 考 介

【お問い合わせ先】

総務課：0166-55-8102